

江東区バドミントン協会の新規会員及びクラブ登録について

協会主催の大会へ出場するには、江東区バドミントン協会員であることを原則とする。資格として、在住／在勤者に加え、江東区バド協加盟のクラブであれば在クラブ員まで認める。バドラバより登録の前に、必ず下記内容を確認してから手続きを進めてください。

注意！江東区バドミントン協会事務局へ申請書類の提出が一番となります。

手順を踏まずに登録者された方（クラブ）は、登録を削除しますのでご注意ください。尚、その際の登録費の返金については、バドラバの事務手数料（7%）を差し引いての返金となりますので、ご承知おきください。

【登録ルール】

〈個人登録〉

個人登録は、**在住者**に限る。（中学生以下は登録を認めない）登録には証明書類（住民票、運転免許証などの現住所が確認できる書類）の提出を必須とする。

〈クラブ登録〉

クラブ登録は、下記の条件を満たすクラブに限る。

尚、新規クラブ登録の受付は、**毎年1月末までの申請**とし、年度途中の受付はいたしません。

- ①クラブ代表者は江東区在住または在勤者であること。
- ②クラブ練習会場が江東区内に確保されていること。
- ③クラブ人員が社会人6名以上であること。
- ④クラブより協会理事を1名選出し、理事会（年6回）及び大会運営に参加すること。
クラブ員数が30名以上のクラブは、理事を2名選出すること。
- ⑤年1回の大会運営担当クラブとして、クラブ員（4名以上）が大会運営に参加すること。

【登録手順】

個人登録、クラブ登録共に同じ手順となります。

- ①江東区バドミントン協会事務局へ、新規登録を希望する旨をメールください。

事務局アドレス：koto-jimu@kotoku-badminton.com

個人及びクラブ員の新規登録は常に受付可能ですが、新規クラブを立ち上げ協会登録する場合は、受付期間（毎年1月）があるのでご注意下さい。

- ②登録に必要な書類を受取り、申請書類に必要事項を記載して返信ください。
- ③事務局より受付完了の連絡を受けてからバドラバにて登録を進めてください。
- ④バドラバの登録後、協会より承認されたら登録は完了となります。

以上、何か不明点がありましたら事務局にご相談ください。

江東区バドミントン協会